

葬祭事業者 各位

八王子市長 石森 孝志
（ 公 印 省 略 ）

八王子市斎場における市外住民火葬室使用料の改定について

日頃より、本市斎場運営に格別なるご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症対応につきまして、葬儀社の皆様には、斎場利用等について多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、今後、火葬需要の更なる高まりが予想される中、市外住民の火葬需要を一定程度抑制し市内住民の火葬枠を確保するため、市外住民の火葬室使用料を増額改定する予定となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記のとおり取り扱い等を変更いたしますので、遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

記

① 【改定後の市外住民火葬室使用料（新料金）】

火葬室使用料（市外住民）	12 歳以上	80,000 円
	12 歳未満	50,000 円
	胎児・身体の一部・改葬	30,000 円

※ 市内住民の火葬室使用料は、これまで通り無料です。

② 【新料金の適用開始】

令和 5 年 4 月 1 日火葬分から適用開始

※ 令和 5 年第 1 回八王子市議会定例会で「八王子市斎場条例」改正案が可決された場合に決定となります。（決定後、再度通知します）

③ 【市外住民の火葬室使用（火葬）の予約・申請・支払い】

予約は通常通り 2 週間前から可能ですが、4 月 1 日以降の火葬は新料金となりますのでご注意ください。

3 月中の埋・火葬許可申請で 4 月 1 日以降の火葬の場合は、4 月 1 日以降に斎場窓口での火葬室等使用申請・支払いとなります。（4 月 1 日火葬分は当日の火葬室等使用申請・支払いとなります）

※ 市民課・各事務所での埋・火葬許可申請は 3 月中も通常通り申請できます。

※ 4 月 1 日以降の埋・火葬許可申請、及び、火葬室等使用申請は通常通りの扱いとなります。

今後も斎場運営につきまして、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】	八王子市斎場事務所
	電話 042-664-5707
	FAX 042-662-9672